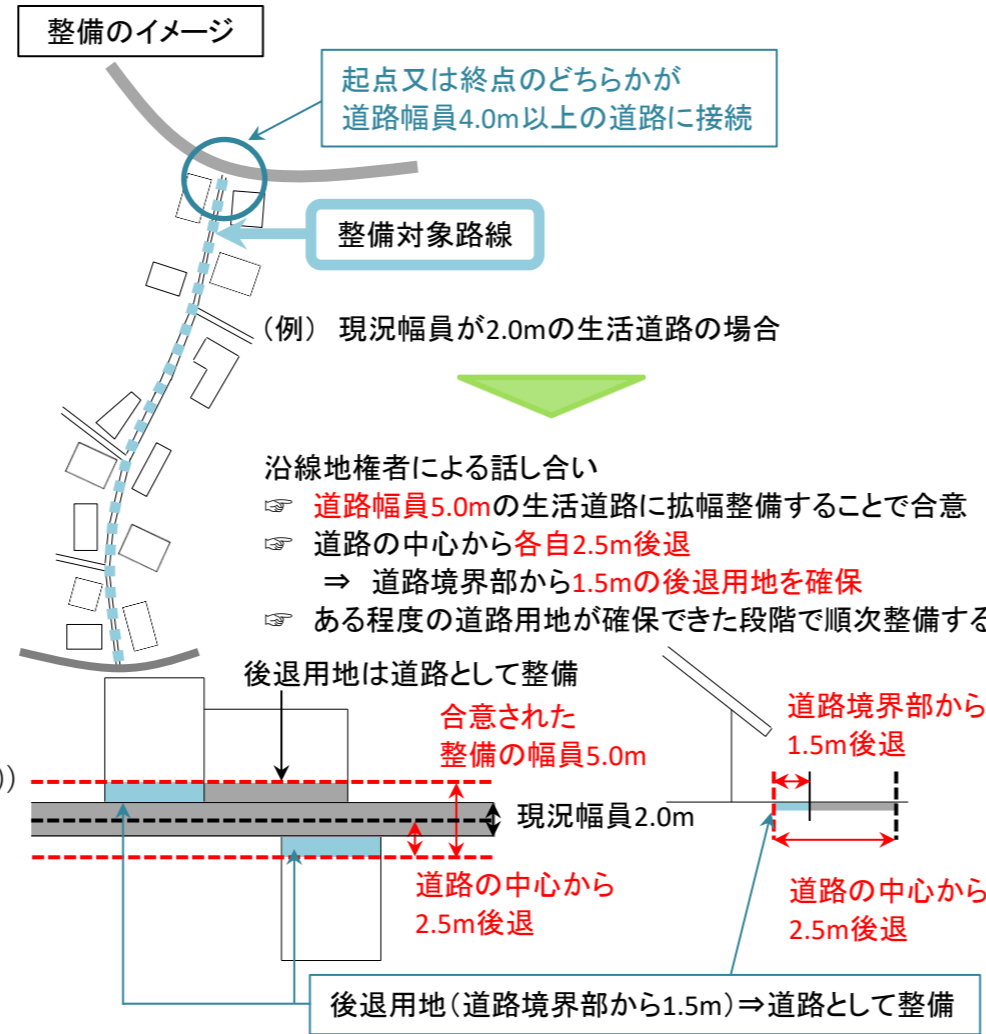


1 個別型整備 <<1) 建築基準法第42条第2項(一括指定を含む)に指定されている道路>>

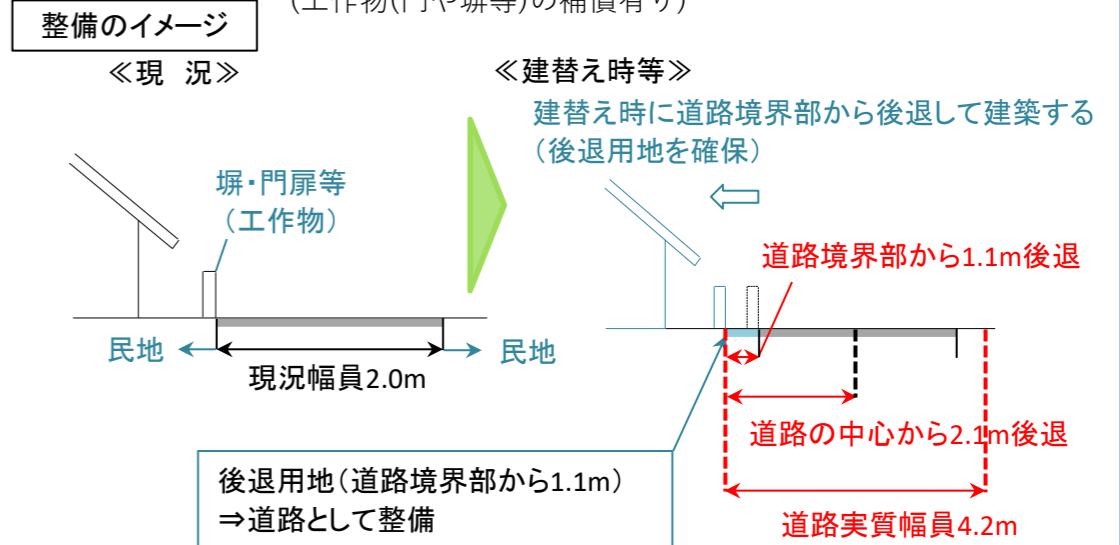
1-1 一体型

- 【整備の概要】
 - ・路線の沿道地権者で、拡幅後の道路幅員を決める。
 - ・個々の敷地において建築行為を行う際に、整備の幅員を基に、道路の中心線から一定距離を後退することで、道路と敷地の境界部に後退用地を確保し、ある程度の道路用地が確保できた段階で、順次道路として整備する。
- 【整備の対象】
 - ・**建築基準法第42条第2項道路**かつ**現況幅員4.0m未満の路線**で、**起点又は終点のどちらかが道路幅員4.0m以上の道路に接続**していること。
- 【整備の幅員】
 - ・整備の対象となる路線に、敷地が隣接する地権者全員の合意で定めた幅員。(有効幅員4.0m(実質幅員4.2m)～6.0m以下の範囲)
- 【用地の確保】
 - ・測量後、道路用地として市が買い取る。(工作物(門や塀等)の補償有り)



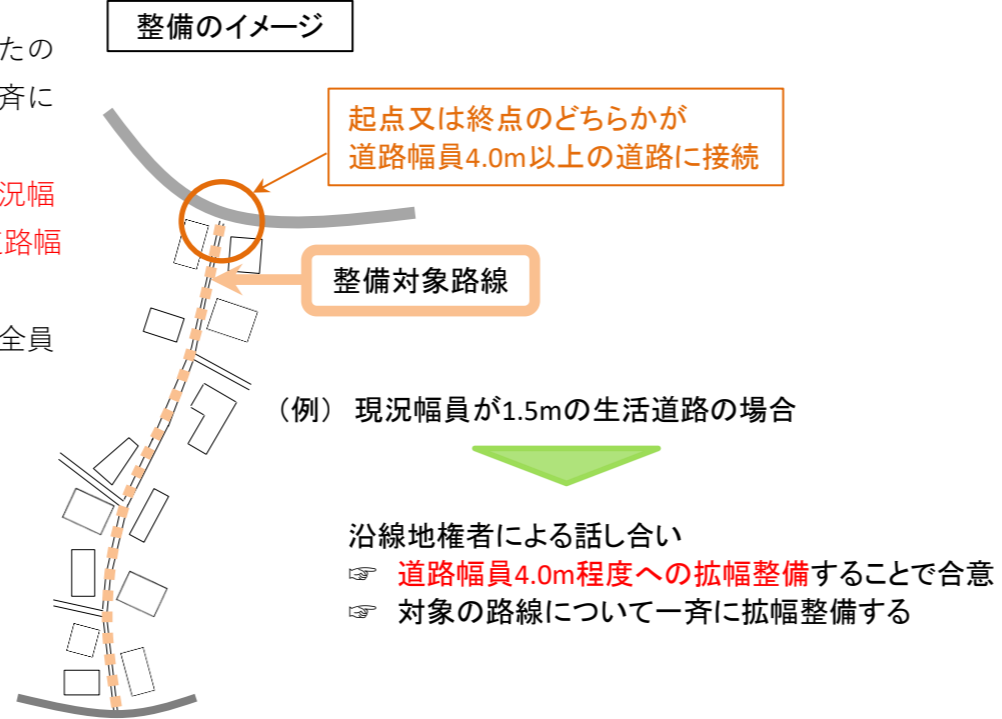
1-2 敷地型

- 【整備の概要】
 - ・各沿道地権者が個々の敷地において建築行為を行う際に、道路の中心線から2.1m後退することで、道路と敷地の境界部に後退用地を確保し、ある程度の道路用地が確保できた段階で、順次道路として整備する。
- 【整備の対象】
 - ・**建築基準法第42条第2項道路**かつ**現況幅員4.0m未満の路線**。
- 【整備の幅員】
 - ・有効幅員4.0m(実質幅員4.2m)⇒道路中心線から2.1m後退。
- 【用地の確保】
 - ・測量後、道路用地として市が買い取る。(工作物(門や塀等)の補償有り)



2 路線型整備 <<2) 建築基準法上の道路ではない道(非道路)(未接道建物が接面している道)>>

- 【整備の概要】
 - ・路線の沿道地権者全員で拡幅後の道路幅員を決めたのちに市で測量設計を実施し、対象の路線について一斉に拡幅整備するもの。
- 【整備の対象】
 - ・**建築基準法上の道路ではない道(非道路)**かつ**現況幅員4.0m未満の路線**で、**起点又は終点のどちらかが道路幅員4.0m以上の道路に接続**していること。
- 【整備の幅員】
 - ・整備の対象となる路線に、敷地が隣接する地権者全員の合意で定めた幅員。(有効幅員4.0m(実質幅員4.2m)～6.0m以下の範囲)
- 【用地の確保】
 - ・測量設計に基づき、道路用地を市が買い取る。(工作物(門や塀等)の補償有り)



1、2共通 角地型整備

- 【整備の概要】
 - ・隅切り及び角地整備への対応するもの。
- 【整備の対象】
 - ・現況幅員が4.0m未満の路線における隅切り部分。
 - ・角地における接道義務が生じない道路で現況幅員が4.0m未満の路線。
- 【用地の確保】
 - ・測量後、道路用地として市が買い取る。(工作物(門や塀等)の補償有り)

